

## 臨床実習の在り方(臨床実習施設等)について

- 養成施設附属臨床実習施設以外における臨床実習の要件を次のとおりとはどうか。
- (1) 養成施設は、各施術所における臨床実習の進捗管理を行うため、専任の実習調整者(柔道整復学校養成施設指定規則別表第二において専門分野を教授できる者(以下「専任教員」という。))であるものに限る。)を1名以上配置すること。
- (2) 附属臨床実習施設以外の柔道整復施術所は、
- ① 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること。
  - ② 5年以上の開業経験があること。
  - ③ 実習指導者は、専任教員の資格を有する柔道整復師、又は5年以上従事した後に厚生労働大臣の定める基準に合った「柔道整復師臨床実習指導者講習会(仮称)」を修了した柔道整復師であること。(16時間以上の講習会)
  - ④ 過去1年間の施術日の平均受診者数が30名以上であること。
  - ⑤ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること。
  - ⑥ 療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと。
  - ⑦ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること。
- (3) 附属臨床実習施設以外の柔道整復施術所において臨床実習を行おうとする養成施設は、都道府県知事に対して申請を行うこととする(変更の場合は変更申請)。
- (2)①の臨床実習における到達目標について、少なくとも「保険診療の仕組みについて理解すること」を含むことについてどう考えるか。